

アメリカ

- インタビュー日
 - 2009年12月7日-9日
- ヒアリング先
 - 環境保護庁(US-EPA: Office of Air and Radiation, Office of Solid Waste)
 - World Resource Institute (WRI)
 - アメリカ規格協会 (ANSI: American National Standards Institute)
 - ICF International
 - Clear Carbon
- 概要
 - 上院議員2名、ジョン・ケリー氏及びバーバラ・ボクサー氏が提出した法案「the Clean Energy Jobs and American Power Act of 2009 (CEJAPA)」(通称ケリー-ボクサー法案、2009年9月提出)にて、「Product Carbon Disclosure Program」が触れられている。
 - CEJAPAの主な内容は、温室効果ガス排出削減のためのキャップアンドトレードプログラムを確立するための法案である。
 - Section 153にProduct Carbon Disclosure Programが設けられている。(下院ワクスマン-マーキー法案のsec274)
 - ✓ EPAは法制定18か月以内に、米国内の製品や部材に関するカーボンについて評価、レポート、開示、ラベルを実施するナショナル・プログラムの確立の可能性について調査、議会に報告※1。
 - ✓ 調査結果に基づき法制定3年以内に、ボランティアかつ卸・小売市場両方に幅広く適用できるカーボン開示プログラムを設立。
 - ✓ プログラム設立後5年以内に、議会に参加状況とその効果と影響等を報告しなければならない※2。
 - ✓ 5百万ドル(調査)、また25百万ドル/年(プログラム施行)

- 近況
 - 【EPA】
 - 法案は下院は通過したが、上院では、委員会等の検討を経なければならない。上院では、カリフォルニア州等農業分野の委員が多く、彼らの意見が反映されやすいであろう。
 - USEPAとしては、WRI/WBCSDのproduct GHG protocolを支援している。
 - アメリカではすでに多くのカーボンラベル(オフセット、ニュートラルラベル)があるため、新たなラベルに懐疑的である。
 - ウォルマートが独自のサステナビリティ・コンソーシアムを立ち上げ、カーボンも含めた、サステナビリティの情報提供を検討。
 - イギリスの取組み(カーボントラスト社)の表示は消費者が理解できるのか懸念される。
 - FTCのグリーンガイドの改訂を議論しているが、データの表示方法までは議論していない。FTCは表示の明確性といった観点からの判断はできるが、表示の正確性についてはEPAの所掌であろう。
 - 【ANSI】
 - ANSIでは、ISO14067について議論しているが、制度化の議論はしていない。14065の製品への適用可能性については、議論を進めているが、GHGプログラムにおいて、製品を対象する場合と、設備や工場を対象とする場合は、アプローチが異なる、と思われる。
 - 認証機関は、製品よりも、企業のGHG算定報告の義務化に高い関心を寄せている。
 - Level of assuranceの要求水準として、合理的保証が妥当か限定的保証が妥当か、今後検討すべき議論であろう。
 - JABがISO14067のフレームワークに関する分析等詳細に行っている。

報告を求められている主な内容※1

1. 製品のカーボン開示及びラベルのナショナルプログラムがGHG削減に効果的か、既存のプログラムの長所・短所
2. 対象とするセクター或いは製品の特定及び優先順位づけの基準
 - 製品、プロセス、セクターの特定(特に産業製品、鉄鋼、アルミ、セメント、化学、紙、食品、飲料、衛生・掃除用品、建築、金属、衣料、半導体、消費者電化製品)
3. ライフサイクルを評価するための手法の提案
4. 既存の製品GHG評価規格、手法に関するレビュー(ISO14040/44,14067, PAS2050)
5. 製造業のエネルギー消費調査と共にプログラムで使用できる二次データベースに関する調査
6. 製品比較および製品カーボン規格の適正さの評価(定性/定量的情報の扱い方)
7. 情報品質を保証し、無意味な情報や誤用を避けるために必要な認証及び検証の推奨
8. 消費者教育のためのオプション評価
9. ナショナルプログラム設立のためのコストと期限に関する分析
10. 削減が促進されるようなインセンティブ評価(経済インセンティブ、ブランド名、ロイヤリティ)

ボランティア・プログラム設立に際し求められる主な事項※2

1. 既存および計画中のプログラム(PAS2050, WRI/WBCSD, ISO)を考慮する
2. 本プログラム(開示・ラベル)参加を促すインセンティブ等を使う
3. 評価・検証、可能性としてはラベルの手法および製品比較のためのデータ品質要求事項の手法を含むプログラムのためのプロトコルを開発する
4. 文書手順、一貫性、比較可能性の保証、プログラム効果の評価、参加促進方法の開発
5. 透明性を確保するために情報は公的に入手可能とする
6. 認知度を高めるための消費者教育プログラムの提供
7. 産業界がCFPを評価しコミュニケーションできるようなツールの開発
8. 他省庁等の連携/ステークホルダーからのインプットの収集
9. 企業の主張する宣言を有効とするための検証、製品認証のシステムの適用
10. ラベルの正確さをレビューするプロセスを作る(変更も含め)
11. 簡単に理解しやすいラベルを開発する、ラベルの誤用や不正確性への対処も検討